

損害賠償実施方針

三菱原子燃料株式会社

1. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

名 称 三菱原子燃料株式会社

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

2. 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 三菱原子燃料株式会社

所在地 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

3. 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

① 核燃料物質の加工及び使用

原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 7 号に規定する核燃料物質の加工及び
同令第 2 条第 10 号に規定する核燃料物質の使用

② 核燃料物質の運搬

原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に規定する核燃料物質等の運
搬

4. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

① 核燃料物質の加工及び使用

- ・ 原子力損害賠償責任保険契約により補償することができる原子力損害の範囲

当社施設において発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上
の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる 1)～4) の原
子力損害を除く。

- 1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- 2) 正常運転によって生じた原子力損害
- 3) 事故発生日から 10 年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害
- 4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた
原子力損害

- ・ 原子力損害賠償補償契約により補償することができる原子力損害の範囲

- 1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- 2) 正常運転によって生じた原子力損害
- 3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によって補償すること

ができる原子力損害であって、当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

- ・賠償措置に充てることができる金額（賠償措置額）

原子力損害賠償責任保険契約 四十億円以上

原子力損害賠償補償契約 四十億円（原賠法施行令で定める区分に応じた措置額）

② 核燃料物質の運搬

- ・原子力損害賠償責任保険契約により補償することができる原子力損害の範囲
核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる 1)～4) の原子力損害を除く。

- 1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- 2) 正常運転によって生じた原子力損害
- 3) 事故発生日から 10 年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害
- 4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

- ・原子力損害賠償補償契約により補償することができる原子力損害の範囲

- 1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- 2) 正常運転によって生じた原子力損害
- 3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によって補償することができる原子力損害であって、当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

- ・賠償措置に充てることができる金額（賠償措置額）

原子力損害賠償責任保険契約 四十億円以上

原子力損害賠償補償契約 四十億円（原賠法施行令で定める区分に応じた措置額）

5. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

ア. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

原子力損害賠償に係る対応については、原子力事業者として、被害者の救済と安心の確保を念頭に置き、関係法令、本方針及び関係社内規程等に基づき、適切に実施するとともに、被害者の状況に応じた合理的かつ柔軟な対応を心がけ、さらに、被害者間のバランスの確保に配慮する。

イ. 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生した場合、周辺住民の不安や混乱を防ぐため、原子力損害の状況に応じ、被害申出の受付窓口の開設を準備し、周辺住民等からの問い合わせに対して適切な対応に努める。被害申出の受付窓口は、被害者の利便性に配慮した設置箇所とし、損害の規模によっては複数箇所の開設を検討する。また、受付窓口の開設については、当社ホームページ等により広く請求者に周知するよう努める。

ウ. 被害の申出の受付の方針

原子力損害の賠償に係る被害申出の受付窓口において、被害者が円滑に申し出できるように、被害申出書や添付を求める証拠書類等については、その書式や記載内容を簡便なものとし、書式と必要な添付書類の速やかな提供に努めるとともに、請求者からの相談においては、個別事情に応じた丁寧な対応に努める。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

被害申出の受付後、被害額の算定等の交渉を誠実に進める。

合意書の取り交わしの際には、その時点で請求可能な損害についての賠償請求であり、残余分の請求が可能であることを確認する。合意書の取り交わし後、合意書の内容に従って迅速に請求者へ賠償金を支払う。

オ. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

原子力損害が発生した際の、被害申出窓口の開設、被害申出の受付、被害額の算定等の交渉、賠償金の支払いに至るまでの各段階における体制や手続等の手順等を整備し、迅速かつ適切に賠償手続きが実施できるよう努める。

また、原子力損害の賠償に関する法律に定める仮払いの要否や実施方法について、被害の状況に応じて速やかに検討し、関係機関と調整の上、被害者の迅速な救済のために必要と認めた場合には、仮払いを開始する。

賠償金の支払いについて、賠償の柔軟性確保の観点から、被害額全額確定前に被害者の迅速な救済の観点から合理的だと考えられる場合には、合意書を段階的に取り交わし、損害のうち確定した部分から賠償金を支払うことを検討する。

6. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

賠償手続きの過程で入手することになる被害者の氏名又は名称、住所、その他の被害者に関する情報や個別の賠償の経過等に関する情報については、関係法令及び関係社内規程に則って取得・管理・利用を行い、被害者に対して確実な賠償に努める。

7. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から、原子力損害賠償に係る業務担当部門の連絡先を文部科学省、保険者及びその他関係機関と共有し、原子力損害が発生した場合は、その損害の状況並びにその後の活動進展状況について、速やかに通知するよう努める。

8. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続きを利用すべく被害者から申立てがあった場合には、誠実かつ適切に対応する。当該和解仲介手続において、仲介委員から和解案が提示された場合は、その内容を尊重し誠実に対応する。また、成立した和解の内容については、着実に履行する。

9. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針により範囲が判定された損害については、指針内容に基づき、迅速かつ適正な賠償を進める。なお、指針により範囲が判定されていない損害については、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応する。

10. 損害賠償実施方針の変更の記録

日 付	変更内容	理 由
2020. 3. 31	新規制定	原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴う法令要求に基づき作成

11. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

本件問合せ先

三菱原子燃料株式会社 総務課 広報担当

電話番号 029-282-2011

FAX番号 029-287-8885